

第1号様式（第5条関係）

（あて先）長崎市長

年 月 日

長崎市子育て世帯ウェルカム補助金交付申請書

長崎市子育て世帯ウェルカム補助金交付要綱第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 申請者欄

ふりがな		生年月日	
氏名	Ⓜ	年	月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 世帯の人数

同時に移住した世帯員の人数（申請者は含まない）	人
-------------------------	---

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

裏面「長崎市子育て世帯ウェルカム補助金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A 誓約する		B 誓約しない	
裏面「長崎市子育て世帯ウェルカム補助金に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A 同意する		B 同意しない	
長崎市子育て世帯ウェルカム補助金の交付申請日から5年以上継続して長崎市に居住する意思について	A 意思がある		B 意思がない	
（就業又は創業の場合） 長崎市子育て世帯ウェルカム補助金の交付申請日から5年以上継続して就業又は創業する意思について	A 意思がある		B 意思がない	
（テレワークの場合） 長崎市への移住の意思について	A 自己の意思である		B 所属からの命令である	

4 転入前の住所

住所	〒
----	---

長崎市子育て世帯ウェルカム補助金の交付申請に関する誓約事項

- 1 長崎市から、長崎市子育て世帯ウェルカム補助金に係る状況報告を求められた場合は、それに応じます
(長崎市補助金等交付規則第 10 条)。

- 2 長崎市子育て世帯ウェルカム補助金交付要綱第 6 条に規定する条件に該当しない事由が発生した場合は、速やかにその旨を長崎市に報告します。

- 3 以下の場合、長崎市補助金等交付規則第 17 条及び長崎市子育て世帯ウェルカム補助金交付要綱第 12 条に基づき当該金額の補助金を返還します。
 - (1) 偽りその他不正の手段によって補助金の交付を受けたことにより交付の決定の取り消しを受けた場合 補助金の全額
 - (2) 補助金の交付申請日から 5 年以内に本市から他の市町村に転出した場合 補助金の全額

長崎市子育て世帯ウェルカム補助金に係る個人情報の取扱い

- 1 長崎市は、長崎市子育て世帯ウェルカム補助事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び長崎市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年長崎市条例第 40 号）の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

- 2 長崎市は、補助対象者の居住地を確認する必要がある場合は、補助対象者の住民票等を公用にて取得し、確認する場合があります。